

2025年5月1日

吸收合併に関する事後開示書面

大阪府大阪市北区曾根崎2丁目12番7号
株式会社ライト
代表取締役社長 笹井 英孝

当社は、2025年5月1日を効力発生日として、当社を吸收合併存続会社、メディカル株式会社を吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。本吸收合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1 吸收合併が効力を生じた日

2025年5月1日

2 吸收合併消滅会社における法定手続の経過

- (1) 会社法第784条の2（吸收合併等をやめることの請求）の規定による手続の経過
吸收合併消滅会社は当社の完全子会社であったため、会社法第784条の2の規定により本合併をやめることを請求した株主はいませんでした。
- (2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過
吸收合併消滅会社は当社の完全子会社であったため、会社法第785条の規定により株式買取請求を行った株主はいませんでした。
- (3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過
吸收合併消滅会社は新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。
- (4) 会社法第789条（債権者の異議）の規定による手続の経過
吸收合併消滅会社は、会社法第789条第2項の規定に基づき、2025年3月31日、官報及び日刊工業新聞により債権者に対する公告を行ったところ、同条第1項に定める異議を述べた債権者はいませんでした。

3 吸收合併存続会社における法定手続の経過

- (1) 会社法第796条の2（吸收合併等をやめることの請求）の規定による手続の経過
本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、本手続を行

っておりません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、本手続を行っておりません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 3 月 31 日、官報及び電子公告により債権者に対する公告を行ったところ、同条第 1 項に定める異議を述べた債権者はおりませんでした。

4 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産・負債及びその他権利義務の一切を承継いたしました。

5 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別紙のとおりです。

6 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2025 年 5 月 14 日（予定）

7 前各号に掲げる事項のほか、吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上